

3. 保育所等継続に関する重要事項確認書及び同意書

※以下の事項は、保育所等の継続にあたり重要なことです。該当される事項をよく読み、ご理解のうえ、確認欄のすべてに☑をつけ、署名してください。
チェック漏れ、署名漏れがあった場合、継続の意思がないものとみなし、令和8年3月末で退所(退園)となります。

申込者全員が確認必要な重要事項	確認欄
「生駒市保育所等継続案内」をよく読み、内容について確認しました。(「生駒市保育所等継続案内」は生駒市HPからダウンロードしていただけます。)	☐
締切日までに提出された書類で審査します。必要な書類は、締切日までに必ずご提出ください。	☐
支給認定現況届 兼 保育所等継続調査票の点線部分、太枠内すべてに記入があることを確認しました。	☐
支給認定現況届 兼 保育所等継続調査票等、他提出書類に署名(自署)があることを確認しました。	☐
支給認定現況届 兼 保育所等継続調査票等、他提出書類に不備がないことを確認しました。(就労証明書下部、「保護者記載欄」等)	☐
今後も状況により、就労証明書等の再提出依頼並びに就労先等へ状況を確認させていただくことがあります。	☐
提出内容(就労状況・家族構成・こどもの健康状態等)に変更があった場合は、速やかに市幼保こども園課に申し出、必要書類を提出します。申し出をせず、書類が提出できない場合は、保育の実施を解除されても異議を申立てません。 ※申込内容が事実と異なる場合、保育の実施を解除する場合があります。	☐
本調査及び在園中に、必要書類未提出の場合や保育の要件を満たせない場合は、保育の継続ができないことがあります。	☐
申請内容に不備および疑義がある場合、市で調査することに同意します。	☐

産前休暇中(取得予定を含む)の方が確認必要な重要事項	確認欄
育児休業を取得予定の方を除き、申込時に必ず復職誓約書を提出してください。(提出がない場合、復職の意思が確認できないため退園となります。)	☐
産後休暇期間が終了した後は「□1.復職します or □2.育児休業を取得します」 (育児休業を取得する場合、育児休業開始日までに「育児休業期間の記載がある就労証明書」・「復職誓約書」・「施設型給付等支給認定変更申請書」を提出してください。)	☐ 1 ☐ 2 (該当する方に☑)
復職後、復職月の翌月10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに必ず復職証明書を提出します。また、復職後3ヶ月間の就労実績の記載がある就労証明書を提出します。 ※復職証明書・就労証明書の提出がない場合は、退所になります。	☐

産後休暇中・育児休業中の方が確認必要な重要事項	確認欄
必ず復職誓約書を提出してください。(提出がない場合、復職の意思が確認できないため退所になります。)	☐
就労証明書に記載ある育児休業期間が終了したが、育児休業対象児童の保育所等の入所が決定していない場合は「□1.復職します or □2.育児休業を延長します」	☐ 1 ☐ 2 (該当する方に☑)
復職後、復職月の翌月10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに必ず復職証明書を提出します。また、復職後3ヶ月間の就労実績の記載がある就労証明書を提出します。 ※復職証明書・就労証明書の提出がない場合は、退所になります。	☐

生駒市長 宛

保育所等の継続にあたり、上記の内容を確認したうえで、同意します。

年 月 日

保護者①氏名(署名)

保護者②氏名(署名)